

3 指名停止等一覧表

期間 平成26年4月1日～平成26年6月30日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
株式会社三和工業	愛知県岡崎市 大門4-11-1	自:平成26年4月14日 至:平成26年7月13日	3ヶ月 (不正又は不誠実な行為) 別表第2第16号 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	株式会社三和工業は、平成25年9月5日付けで愛知森林管理事務所長と契約した「製品生産請負事業(素材生産段戸1)」の請負契約において、当該事業者からの報告により事業期間内に事業が完了する見込みがないことが明らかになったことから、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第43条1項2号により、平成26年3月7日付をもって、愛知森林管理事務所長より同契約の解除が行われた。 このことは、発注者との信頼関係を失う不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)の条項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社吉田組	熊本県天草市 有明町大島子 2372	自:平成26年4月16日 至:平成26年6月15日	2ヶ月 (贈賄) 別表第2第3号ロ 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第2号に掲げる場合を除く。) イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	株式会社吉田組の元取締役は、平成25年10月に上天草市が発注した上天草港(大道港区)浮棧橋整備工事の指名競争入札に関し、市外業者である同社を指名業者に加えてもらうなどの便宜を図ってもらう謝礼として、同市職員に現金数十万円の賄賂を供与したとして、平成26年3月25日、熊本県警の贈賄の疑いで逮捕されたものである。 このことは、発注者との信頼関係を失う不正な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第3号ロ(贈賄)の条項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
有限会社愛林	鹿児島県熊毛郡 屋久島町安房 2353-298	自:平成26年6月27日 至:平成26年10月26日	4ヶ月 (不正又は不誠実な行為) 別表第2第16号 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	平成23年7月20日付け屋久島森林管理署発注の「製品生産請負事業(へり集材外)」において、トラック運材作業を請負っていた(有)愛林の従業員が、代表取締役の指示により指定された場所と異なる場所へ材を搬入し亡失させた。また、屋久島森林管理署での当初の事情聴取の際に、事実と異なる経緯を説明した。 このことは、発注者との信頼関係を失う不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)の条項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
隔測計装株式会社	福岡県福岡市 南区寺塚1- 28-5	自:平成26年6月27日 至:平成26年9月26日	3ヶ月 (競争入札妨害又は談合) 別表第2第10号 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	隔測計装株式会社の代表取締役が長崎県南島原市の市長及び副市長らと共謀して、平成24年6月28日に同市が執行した「下宮中継ポンプ場施設整備工事(電気)」に係る指名競争入札において、入札参加の業者選定などで便宜を図るよう依頼し、最低制限価格に関する情報を受けて落札したとして、平成26年5月20日に、長崎県警から公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたものである。 このことは、発注者との信頼関係を失う不正な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第10号(競争入札妨害又は談合)の条項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。